

# 令和6年度 第2回石巻市DX推進本部会議要旨

日時：令和6年8月5日（月）

午前9時10分～午前9時25分

会場：庁議室

## 【審議事項】

### 1 石巻市ソーシャルメディアガイドラインの策定について

庁内のソーシャル・ネットワーキング・サービスの運用については、各課や各施設で独自に開設しているものもあり、石巻市情報セキュリティポリシーにより定められている情報セキュリティ対策の強化やソーシャルメディアを安全に活用するための運用手順を定める必要があった。ソーシャルメディアを活用した効果的かつ安全で確実な情報発信を図るため、開設から運用までの手続、留意点、運用手順等を規定するガイドラインを策定するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 適用範囲

次に示すソーシャルメディアのアカウントを開設・運用する場合に適用する。

区分	具体的なアカウントの例
本市が開設者としてソーシャルメディアを開設・運用する場合	石巻市、石巻市観光政策課、石巻市博物館、いしびよん等
指定管理者が施設運営に係るソーシャルメディアを開設・運用する場合	石ノ森萬画館、石巻市子どもセンターらいつ、各体育施設等
委託業者が事業の発信に係るソーシャルメディアを開設・運用する場合	石巻市ふるさと納税、石巻まちのコンシエルジュ、かわまちオープンパーク等

##### イ 開設・運用の手続及び留意点

ソーシャルメディアを運用する各課は、ガイドラインに基づき運用ポリシーを作成し、ソーシャルメディアの各アカウントを運用・管理する。また、ソーシャルメディアの開設・変更・廃止届出書を秘書広報課に提出し、秘書広報課は、当該届出書により市のアカウントを把握する。

##### ウ 安全に活用するための留意点

発信する情報内容についての留意点を規定。

##### エ 第三者に発信を依頼する場合に明示すべき内容

発信する情報元が本市であること及び本市と情報発信者の関係性を情報受信者が

容易に認識かつ理解できるよう明示方法を規定。

(2) 今後の予定

令和6年 8月 ガイドライン策定・運用開始

各課に運用ポリシーの作成を依頼

12月 ホームページに運用ポリシーを掲載

**[報告事項]**

**1 マイナンバーカード申請サポート・代理交付について**

マイナンバーカードの取得に支援が必要な方（高齢者や障害のある方等）に対し、行政書士や施設・支援団体等が申請サポート・代理交付によるカード受取ができるようにするマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱の一部改正及び枠組みが用意された。

自身での手続きが困難であるマイナンバーカード取得希望者への普及促進を図る。

(1) 主な内容

マイナンバーカード取得支援事業内容

要件	行政書士	施設・支援団体等
1 対象者 (石巻市民限定)	カードの取得に支援が必要な方 (高齢者や障がいのある方等)	本市に事業所を置く高齢者施設等に入所している方
2 事業期間	契約の日から令和7年3月31日まで	
3 内容	(対象業務) (1)実施内容に関する申請者等との打合せ (2)希望する申請者に対する申請サポート (3)代理交付による受領のための出頭 (4)申請者へのマイナンバーカードの引渡し	
	支払い方法	
	※1 単価契約とし、1件当たりの金額は次のとおり。 ・申請サポート @2,000円 ・代理交付 @2,000円 ・交通費 1kmにつき37円	※2 報償費として支払い、1件当たりの金額は次のとおり。 ・申請サポート @2,000円 ・代理交付 @2,000円

※1 総務省と日本行政書士会との調整内容に基づき、業務委託できるようにする枠組みが用意された。

※2 マイナンバーカード交付事務費補助金要綱(別紙1イ市町村における補助対象経費に定める報償費として支払う場合)に定める補助対象経費に準ずる。

令和6年8月1日～ ・宮城県行政書士会と委託契約を締結  
・申請サポート・代理交付支援業務開始

**[その他]** なし

以上